

＜訪問介護サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満
身体介護	1. 利用料金	1 7 1 9 円	2 5 5 2 円	4 0 4 2 円	5 8 7 6 円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1 5 4 7 円	2 2 9 6 円	3 6 3 7 円	5 2 8 8 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	1 7 2 円	2 5 6 円	4 0 5 円	5 8 8 円
	サービスに要する時間	1 時間半以上 (30 分増す毎に)			
身体介護	1. 利用料金	8 3 3 円			
	2. うち、介護保険から 給付される金額	7 4 9 円			
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	8 4 円			
	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上		
生活援助	4. 利用料金	1 9 0 6 円	2 3 4 4 円		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1 7 1 5 円	2 1 0 9 円		
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4－5）	1 9 1 円	2 3 5 円		

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上 70 分未満	70 分以上
1. 利用料金	6 9 8 円	1 3 9 6 円	2 0 9 4 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6 2 8 円	1 2 5 6 円	1 8 8 4 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	7 0 円	1 4 0 円	2 1 0 円

☆新規に訪問介護計画を作成したご契約者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合には、1月当たり209円が加算されます。

☆ご契約者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合には、1回につき105円が加算されます。

☆訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行ったときは、初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間、1月当たり105円が加算されます。

☆上記料金の他に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（介護報酬総単位数の8.6%）が加算されます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負

担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。